

その49 相続した土地の行方

以前にも、お伝えした事がある『相続登記の義務化』が、今年1日から施行されるようになりました。このことによる重要なポイントが2つあります。

まず一つ目に、相続したことを知った時から3年以内に正当な理由がなく相続登記をしなかったときの罰則として10万円以下の過料を科せられます。今まではするかしないか任意であった相続登記が、今後は必ずしなければならないものになりました。

ポイントの二つ目は、施行前に発生している相続についても、今年の4月1日から3年以内の相続登記が義務になるということです。

また新しく『相続人申告登記』という制度が作られました。これは不動産の相続を知ってから、遺産分割協議が終わっていないなどの事情で、相続登記するのが難しいという場合に、先に「自分が相続人です」と法務局に申請することで、義務を履行したことにしてもらえる制度です。その後、相続人が確定したら、その日から3年以内に正式な相続登記を行えばよいということです。

それから、今回の相続登記義務化にあわせて、不要な土地を国に譲渡できる『相続土地国庫帰属制度』も創設されました。土地の相続人は、その土地が不要な場合に国に引き取ってもらえる可能性があります。相続により取得した土地で建物が立っていない等の要件があり、審査に係る費用や、10年分の土地管理費等の費用も発生しますが、相続しても不要な土地があるのなら、一度こちらの制度の利用を検討されるとよいでしょう。

その50 捨てることが全てではない

『終活＝物を捨てる』ことと勘違いしている方が多いようですが、それは終活を行うことの目的の一つに「遺される人の負担にならないように」という事が前面に打ち出されており、どうしても『遺品整理』が最初に頭に浮かぶからなのでしょう。

しかし他にも色々と考えていかねばならない事があり、相続・不動産・介護・葬儀・お墓など、自分と関係のある世の中の全ての事柄についてなるべく遺される人の負担にならないようにしてゆかねばならない事と思います。

さて、その中でももちろん片付けも必要になってくるわけですが、世は空前の断捨離ブーム、終活セミナーでも毎年断捨離トレーナーをお迎えして、家を片付けたいという方を支援しています。しかしここで勘違いしないでいただきたいことが「何でもかんでも捨ててしまいなさい」と言っているのではないということです。人様から見ればガラクタのような物でも、自分にとっては宝物、大切な物であれば、何も無理をして捨てる必要はありません。問題は『必要もないのに』または『忘れ去られたままで』埃をかぶって捨て置かれた物は本当にはないですか？ということなのです。捨てたくない物であれば、手入れされ、その存在も把握しているはずですが、もしかし「捨てたくない」と言いつつ、ただ単に片付ける事が面倒なだけではないでしょうか。物を見返す事で思い出に浸りたい、また自分の生きた証として取っておきたいと考えるのなら、その物にふさわしい扱いをしてあげなければいけません。そして自分がいなくなった後はどう始末をつけたらいいのかを後を託す人に伝えておくことも大事です。

終活は捨てることが全てではありません。自分が生き抜いたこの世に対して行う最後の礼儀なのではないかと思うのです。